



平成22年7月9日

各 位

東京都中央区日本橋兜町1番10号
平和不動産株式会社
代表取締役社長 吉野 貞雄
(コード番号8803)東京・大阪・名古屋市場第一部・福岡・札幌
問合せ先 総務グループリーダー 板橋 孝二
TEL 03-3666-0181

当社に対する訴訟の提起に関するお知らせ

株式会社日本エスコン（以下「日本エスコン」といいます。）の平成22年7月8日付「訴訟の提起に関するお知らせ」において、日本エスコンが当社を被告として売買代金支払請求訴訟（以下「本訴訟」といいます。）を提起した旨を公表いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 訴訟を提起した者

- (1) 名 称 株式会社日本エスコン
- (2) 所在地 大阪府中央区伏見町四丁目1番1号
- (3) 代表者 代表取締役社長 直江啓文

2. 訴訟の提起があった裁判所及び年月日

- (1) 訴訟の提起があった裁判所 東京地方裁判所
- (2) 訴訟の提起があった年月日 平成22年7月8日

3. 訴訟が提起されるに至った経緯

当社は、平成20年5月28日付で、日本エスコンとの間で信託受益権売買契約（以下「本売買契約」といいます。）を締結しておりましたが、日本エスコンは本売買契約の定める表明保証事項に抵触し、当社の再三の求めにも関わらず、取引実行の最終期限と定められた平成21年3月末日までに取引前提条件を満たしませんでした。その結果、予定されていた本売買契約に基づく取引は実行されず、本売買契約は同日をもって当然に終了いたしました。

当社は、本売買契約終了の前後を問わず、一貫して、日本エスコンの協議を誠実に継続してまいりましたが、このたび、遺憾ながら、日本エスコンより当社に対して本訴訟が提起されたものです。なお、現時点においては裁判所よりの訴状送達が未了であり、訴状送達により追加でお知らせすべき事項が確認された場合には、改めて開示いたします。

4. 今後の見通し

当社といたしましては、本訴訟の中で当社の正当性を主張して争う予定です。

以 上